別表第十二　核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。<br>一～九　略<br>十　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書<br>［略］<br>3　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。<br>（法第五十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者）<br>**第二条の二**　法第五十一条の四条第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。<br>（変更の許可の申請）<br>**第三条**　令第三十三条の変更の許可の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。<br>一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載すること。<br>二　［略］<br>［2・3　略］ | ［同上］<br>［一～九　同上］<br>［号を加える。］<br>3　［同上］<br>［項を加える。］<br>［条を加える。］<br>（変更の許可の申請）<br>**第三条**　［同上］<br>一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によつて記載すること。<br>二　［同上］<br>［2・3　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |
| （核燃料物質の使用の許可の申請）<br>**第一条の二**　法第五十二条第二項の核燃料物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。<br>［一・二　略］<br>2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。<br>［一～四　略］<br>五　法第五十二条第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書<br>3　［略］ | ［同上］<br>［一・二　同上］<br>2　［同上］<br>［一～四　同上］<br>［号を加える。］<br>3　［同上］ |